

平成21年5月25日

熊本市長 幸山 政史 様

熊本市要保護児童対策地域協議会
「こうのとりのゆりかご」専門部会
部会長 弟子丸 元紀
委 員 一門 恵子
" 国宗 直子
" 三淵 浩
" 山崎 史郎

「こうのとりのゆりかご」の運用状況に関する短期的検証について

熊本市慈恵病院に設置された「こうのとりのゆりかご（以下「ゆりかご」という。）」の運用状況については、当専門部会において、3ヶ月ごとに検証を行い、別添報告書のとおり報告してきたが、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの検証結果を次のとおり総括する。

1 「ゆりかご」の運用状況について

平成20年4月1日から本年3月末日までに「ゆりかご」には25件の利用があり、利用にあたっての違法性の検討や、許可時の留意事項の遵守状況について次のとおり検証を行った。

(1) 違法性の検討について

平成20年4月1日から本年3月31日までの「ゆりかご」の運用状況に刑事法上の明らかな違法性は認められなかった。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も、個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

(2) 許可時の留意事項の遵守状況について

(ア) 子どもの安全の確保

子どもの安全確保については、特に問題の発生は確認されていない。

(イ) 相談機能の強化

「ゆりかご」はできるだけ使われないことが望ましく、事前の相談で支援につなげることができるよう、病院としての相談業務に取り組まれている。

また、「ゆりかご」の扉に相談を呼びかける表示を加えるなど、できるだけ事前の相談に結びつけるための工夫もなされている。

(ウ) 公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

なお、預け入れがあり、その後、親等から慈恵病院に接触があった場合、児童相談所と熊本市に連絡をすることとなっているが、市に連絡がなかった事例があり、マニュアルのさらなる徹底が必要である。

2 利用状況の公表

ゆりかごの利用状況については、昨年5月に、1年を単位とし16項目について公表を行ったが、子どもの人権とプライバシーを守るため個人の識別につながる恐れがないことを基本として、さらなる社会的検証につなげていくために、また、「このとりのゆりかご検証会議」による「検証結果の中間取りまとめ」に述べられている「ゆりかごの利用状況の公表の時期について、再検討されることを望みたい」との要望も考慮し、公表期間や公表項目について改めて検討を行い、別紙のとおり、当部会としての結論を得た。

3 専門部会で述べられた主な意見

- ・ 相談業務については、熊本市、熊本県、慈恵病院の実績を広く公表し、全国的な取り組みにつなげていく必要があるのではないか。
- ・ 公表期間を1年間にした理由は、個人識別の可能性が高いということからである。今後も、センセーショナルな取り上げ方がなされないことが、預けられた子どもにとっては望ましいと考える。
- ・ 運用開始から2年経過してみると、「ゆりかご」は全国各地から利用されており、今後、国レベルでの課題として何らかの問題提起が必要と思われる。
- ・ ゆりかごの運用状況の検証は、是非とも継続する必要がある。

4 委員の交代について

恒成部会長については、平成21年3月31日の任期満了に伴い辞任されたことから、後任の部会長には弟子丸委員が、後任の委員には熊本学園大学社会福祉学部教授山崎史郎氏がそれぞれ就任した。

別紙

1 公表の期間

年度毎の1年間とする。

2 公表項目

下記の18項目とする。

	項目	区分
1	利用件数	
2	発見日時	7区分:日曜～土曜
3		4区分:0～6、6～12、12～18、18～24時
4	性別	2区分:男女
5	年齢 ※1	3区分:新生児、乳児、幼児
6	体重(新生児のみ)※2	3区分:1,500g未満、2,500g未満、2,500g以上
7	健康状態 ※3	2区分:良好、要医療
8	虐待の疑い	有無
9	病院からの手紙の持ち帰り	有の件数
10	子どもと一緒に置かれていたもの (着衣以外)	有の件数
11		父母等からの手紙 有の件数
12	熊本市が戸籍を作成した件数 ※4	
13	父母等からの事後接触※5	有の件数
14		時期 4区分:当日、1週間以内、1ヶ月以内、1ヶ月以上※6
15	父母等の居住地※7	10区分
16	父母等引取り※8	
17	母親の年齢	5区分:10代、20代、30代、40代、不明
18	預け入れに来た者	5区分:母親、父親、祖父母、その他、不明

※1 年齢(子どもに添えられていた手紙や医学的判断から推定)

・新生児 → 生後1ヶ月未満

・乳児 → 生後1ヶ月～生後1年未満

・幼児 → 生後1年～就学前

※2 体重(新生児のみ)

1,500g未満(極低出生体重児)、1,500g～2,500g未満(低出生体重児)、2,500g以上

※3 健康状態

・良好 → 医師による健康チェックの結果、異常なし。

・要医療 → 医師による健康チェックの結果、精密検査等なんらかの医療行為を要する場合

※4 就籍(熊本市が戸籍を作成したもの)

ゆりかごに預けられた子どもは、棄児として戸籍法57条に基づき熊本市が戸籍を作成する。

※5 父母等からの事後接触

親の判明には至らなくても、直接に、あるいは手紙、電子メール、電話、その他の方法により、父母等から接触があったもの。

※6 時期(父母等から事後接触があった時期)

当日、2日目～1週間未満、1週間以上～1ヶ月未満、1ヶ月以上

※7 父母等の居住地(父母等との事後接触や児童相談所の社会調査等により確認できたもの)

熊本県内、九州地方(熊本県以外)、四国地方、中国地方、近畿地方、中部地方、関東地方、東北地方、北海道地方、不明

※8 父母等引取り

父母等が引き取ったケース。